

市町村職員等研修受講費補助金交付要綱

〔平成 25 年 4 月 1 日〕
島根県市町村振興協会要綱第 3 号

(趣旨)

第 1 条 市町村職員等研修受講費補助金（以下「補助金」という。）は、県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の職員が職務を遂行するために必要となる高度で専門的かつ実務的な能力や国際化に対応する能力の向上に資すること目的として、市町村等が、自治大学校、市町村職員中央研修所（以下「中央研修所」という。）、全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化研修所」という。）、地域活性化センターが実施する研修や海外研修に職員を派遣する経費について予算の範囲内において補助する。

(補助対象経費等)

第 2 条 補助金の対象とする経費、補助率及び補助対象事業者については、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

市町村等が次のアからオに掲げる研修に職員を派遣するために要した経費のうち、主催者に支払う研修受講経費及び受講旅費とする。ただし、オの海外研修については、各市町村等 1 名以内とし、かつ 51 歳未満の一般職員が受講した場合に限る。

ア 中央研修所が行う国内研修

イ 国際文化研修所が行う国内研修

ウ 自治大学校が行う国内研修

エ 地域活性化センターが行う国内研修

オ 国際文化研修所が行う海外研修で常務理事が適当と認める研修

(2) 補助率

前項に定める経費の 10 分の 10 以内（ただし海外研修については、上限額 40 万円）
補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする

(3) 補助対象事業者

市町村等

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を理事長が別に定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金交付申請書には、補助対象経費の積算に関する書類として支出明細書（別記様式第 5 号）を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第5条 補助対象事業者は、次のいずれかに該当するときは、補助金変更交付申請書（別記様式第2号）を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

（1）補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

（2）補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

（3）補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項に規定する補助金変更交付申請書には、支出明細書（別記様式第5号）を添付しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定に基づき補助金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の概算払い)

第7条 補助対象事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する補助金概算払請求書が提出され、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに概算交付するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（別記様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金実績報告書には、支出明細書（別記様式第5号）を添付しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 理事長は、前条に規定する補助金の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第10条 理事長は、前条に規定する補助金の確定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、第6条第2項により概算払を行った場合には、過不足を精算するものとする。

(帳簿等の整備)

第 11 条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人島根県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 4 日から施行し、令和元年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度市町村職員等研修受講費補助金交付申請書

このことについて、市町村職員等研修受講費補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、
下記のとおり交付されたく申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 積算根拠 別添（支出明細書（別記様式 5 号））のとおり

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度市町村職員等研修受講費補助金変更交付申請書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度市町村職員等研修
受講費補助金について、市町村職員等研修受講費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、
下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 補助金変更後交付申請額 金 円
- 2 補助金既交付決定額 金 円
- 3 変更理由
- 4 変更後の積算根拠 別添（支出明細書（別記様式 5 号））のとおり

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度市町村職員等研修受講費補助金概算払請求書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度市町村職員等研修受講費補助金について、市町村職員等研修受講費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり概算払いされたく請求します。

記

1 補助金概算払請求額 金 円

2 補助金交付決定及び交付の状況

交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
差引残額 (A) - (B) - (C)	円

3 概算払請求の理由

4 事業完了予定日

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度市町村職員等研修受講費補助金実績報告書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度市町村職員等研修
受講費補助金について、市町村職員等研修受講費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、
下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金実績額 金 円
- 2 補助事業の実績証明資料 別添（支出明細書（別記様式 5 号）及び受講を
証する書類）のとおり

市町村等名：

支 出 明 細 書

【単位：円】

研 修 機 関 名				
研 修 名	参加人数	受講経費	旅 費	経 費 計
(1) 市町村職員中央研修所				
		()	()	() 0
		()	()	() 0
		()	()	() 0
小 計 (A)		() 0	() 0	() 0
(2) 全国市町村国際文化研修所				
		()	()	() 0
		()	()	() 0
		()	()	() 0
小 計 (B)		() 0	() 0	() 0
(3) 自治大学校				
		()	()	() 0
		()	()	() 0
		()	()	() 0
小 計 (C)		() 0	() 0	() 0
(4) 地域活性化センター				
		()	()	() 0
		()	()	() 0
小 計 (D)		() 0	() 0	() 0
(5) 海外研修				
		()	()	() 0
小 計 (E)		() 0	() 0	() 0
合 計（補助対象経費） (A)+(B)+(C)+(D)+(E)		() 0	() 0	() 0

注1 研修名が未定の場合は、「未定」と記載すること。

注2 変更交付申請及び実績報告の場合は、交付決定（変更交付決定）時点の金額を（ ）内に記載すること（変更のない場合は（ ）書き不要）。

注3 実績報告の際は、受講を証する書類（修了証の写しまたは報告書の写しなど）を添付すること（市町村職員中央研修所については省略可）。